

生命保険信託を活用したスキームの検証

ー特に信託財産の適格性問題と信託受益者のモラル・リスクの規制問題を中心に

王 学士

(大東文化大学 法学部 准教授)

I 生命保険信託とは何か

いわゆる生命保険信託 (life insurance trust) とは、受託者 (普通は信託会社) に保険料支払基金を信託するとともに、またそれを省いて、受託者を保険金受取人とする生命保険契約を締結させ、またはすでに成立した生命保険契約の保険金受取人の権利を受託者に信託譲渡し、保険金請求権が発生すると、受託者が取り立てて、その金銭を運用し、または委託者の指示する受益者 (利益の帰属する者) に交付するものである¹。伝統的な保険および信託と比べ、生命保険信託は、両者の特徴を併せ持ち、それぞれの長所を助長し、短所を補う仕組みでもある。

周知のとおり、生命保険契約とは、被保険者の生命を保険の対象とし、被保険者の一定時期における生存または死亡 (保険事故) を保険金支払の条件とする契約である (保険法 2 条 8 号)。この生命保険契約において、保険契約者が自身以外の者を保険金受取人に指定する場合、契約の法的性質を民法における第三者のためにする契約として理解することができる²。この第三者のための契約における対価関係に基づき、保険金受取人の保険金請求権は、保険契約者による「贈与」「給付」に由来する³。すなわち、保険金受取人の保険金請求権の法的根拠は、一般的に保険契約者による「贈与」であり、本質的には財産の移転行為である。その趣旨は、保険事故が発生する際に保険金を受け取ることで保険金受取人に生活保障を与えることである (「即時の遺産」の形成)。しかし、保険金受取人自身ではその保険金をうまく管理できない場合には、せっかくの経済的保障が活かされず、場合によっては浪費されてしまうことはもちろん、受取人によって浪費されたり、後見人によって横領されたり、第三者によって詐取されたりするおそれもある。そうだとすると、保険金受取人の利益を保護するために、多岐にわたる保険金について必要かつ適切な監督を行うことが必要となる。こ

¹ 四宮和夫『信託法〔新版〕』(有斐閣、1989 年) 28 頁。なお、信託法 3 条では、他人による財産管理・処分のための法制度・方法として、信託契約 (1 号)、遺言 (2 号) および自己信託 (3 号) を掲げているが、日本における信託のほとんどは、ここにいう信託契約によるものであるとされる (道垣内弘人『信託法〔第 2 版〕』(有斐閣、2022 年) 27 頁)。

² なお、この第三者のためにする生命保険契約は、民法上の第三者のためにする契約の一種であると解されるが、保険金受取人は、利益享受の意思表示を要せず、当然にその保険契約の利益を享受する点に特色がある (保険法 42 条)。保険法における保険金受取人の権利をめぐる問題の検討につき、遠山優治「保険法における保険金受取人の権利ーその取得と放棄について」保険学雑誌 613 号 (2011 年) 91 頁。

³ 山下友信『保険法〔下〕』(有斐閣、2022 年) 332 頁。

うした状況を背景に、生命保険に「信託」の財産管理機能を組み合わせたサービス（制度）が誕生した⁴。

生命保険信託制度のメリットとされる点は、第1に、保険金受益人の利益を効果的に保護することに有利であることである。保険金受取人が未成年者や制限行為能力者である場合、彼もしくは彼女は、通常、保険金を合理的に運用する能力に欠けているし、成年者や完全な行為能力者であっても、保険金を浪費し、無駄にする可能性もある。そこで、生命保険信託を設立し、保険金を専門の資産管理機関である信託会社が管理する信託財産に移管することによって、上記のような状況を回避することができる⁵。

第2に、合理的な租税回避に有利である。これは、英国や米国などの国における保険信託商品において最も顕著である。例えば、米国では相続税、贈与税、世代間移転税といった税法において、生命保険給付金に対する非常に厳しい非課税措置が設けられているが、信託財産は税制上の優遇措置の適用を受けることができる⁶。そのため、米国では保険信託を合法的な租税回避手段として広く利用されている⁷。また、日本や台湾などでは、租税回避機能も保険信託商品が市場で人気を得ている重要な理由の1つであるといわれる⁸。

第3に、保険金受取人の債権者からの保護に有利である。信託においては、受託者の固有財産とは法的に分離して観念され、信託財産（保険金請求権）は受託者個人の債権者の責任財産にはならないと解される⁹。すなわち、生命保険信託が設立されると、保険金は信託契

⁴ 本多巨樹「生命保険信託の可能性について」信託フォーラム 5号（2016年）32頁。また、傷害疾病定額保険契約の家族信託に組み込まれる場合の論点につき、矢野慎治郎「家族信託に組み込まれる傷害疾病定額保険について―超高齢社会における保険財産管理に関する法的・実務的観点からの一考察」泉裕章＝矢野慎治郎＝前田順平編著『保険法の新潮流―SDGs時代における保険法の役割と諸法との交錯』（法律文化社、2021年）67頁。

⁵ 濱崎研治「生命保険信託における民事信託の活用」信託フォーラム 5号（2016年）39頁、牛込耕二「生命保険信託の仕組みと課題」生命保険経営 91巻3号（2023年）11－13頁。

⁶ 新井誠「生命保険信託―米国における現状」千葉大学法学論集 11巻1号（1996年）15頁、植田淳「米国の生命保険信託―エステイト・プランニングの視点から」信託 204号（2000年）39頁。また、英国において、生前に裁量信託（discretionary trust）を設定する方法をとれば、通常の相続税課税よりも税負担を軽減できる場合があるので、この信託はよく利用される（島田真琴「イギリスにおける信託制度の機能と活用」慶應法学 7号（2007年）235頁）。ここにいう裁量信託では、受託者の裁量権行使によってはじめて受益権の帰属者およびその受けるべき利益が確定される。

⁷ 例えば、米国では 2025 年において、1 人の受贈者に対する年間贈与免除額は 19,000 ドルであり、各州にも独自の非課税基準が設定されている。非課税額を超える部分は、法に従って相続税を支払う必要があるため、相続財産が多い人ほど、生命保険信託からより多くの利益を得ることができる。Betsy Simmons Hannibal, Keep the Proceeds of Your Life Insurance Policy out of Your Taxable Estate (7 July 2025) (<https://www.nolo.com/legal-encyclopedia/life-insurance-trusts.html>).

⁸ 台湾における生命保険信託の意義につき、潘秀菊「信託と保険との融合についての検討」保険専刊 49号（1997年）94頁、王誠志＝何曜琛「信託と保険の交錯―受託者が受益者の利益のために保険に加入する権限およびリスク管理」財金法学研究 1巻1号（2001年）4頁。

⁹ 神作裕之「投資スキームとしての信託―匿名組合との比較」能見善久＝樋口範雄＝神田秀樹編『信託法制の新時代―信託の現代的展開と将来展望』（弘文堂、2017年）129頁。

約に従って信託財産となり、この財産が受託者の固有財産とは独立しているだけでなく、委託者の他の財産からも独立している。委託者または受託者が債権者によって追徴されたり、破産状態に陥ったりする場合、この信託財産は回収または清算財産と扱われることを避けることができる¹⁰。

現在、日本においては、生命保険会社と信託会社との提携を通じて、「生命保険信託」が提供されている。この生命保険信託は、生命保険契約の死亡保険金請求権を信託財産とし、生命保険契約の保険契約者兼被保険者（兼当初の死亡保険金受取人）を委託者、信託会社（変更後の死亡保険金受取人）を受託者、委託者がその死亡保険金をもとに定期的に金銭を受け取らせたい者を受益者（受益者自身の財産管理に不安がある場合等を想定）とする「他益信託」として構成されている¹¹。生命保険信託の重要性は確認されているが、この分野はまだ未解明の部分が多く残っている。本稿は、特に生命保険信託の法的構造における信託財産の適格性問題と信託受益者のモラル・リスクの規制問題を中心に検討する。

II 生命保険信託の法的構造における信託財産の適格性

1 はじめに

生命保険信託においては、「信託財産」とは、信託関係の基礎となるものであり、委託者から受託者に移転され、受託者が信託の目的に従って管理・処分等をすべき財産をいう（信託法 2 条 3 項）。信託財産の確定性（certainty of subject）は、信託の設定（信託の成立要件）における「三大確定性」（three certainties）の原則の 1 つである¹²。信託財産の確定性は、信託受託者が信託財産を適切に管理・処分等ができるように、信託財産と委託者の他の財産との境界（財産の分離）を明確にすることにある。すなわち、受託者に帰属している財産のうち、信託財産に属する財産が独立して扱われる¹³。生命保険信託における信託財産も同様に、この確定性の要件を満たす必要がある。

生命保険信託は、簡単にいうと、生命保険契約により保険金受取人が享有する権利を信託財産として設定する金融商品である。この生命保険信託において、信託財産として設定できる権利には、保険金請求権、保険金および保険契約者または信託委託者が保険料の支払のために信託会社に前払した金銭など含まれる。このうち、保険金は、保険事故発生後に保険金受取人が現実に取得した財産であり、そのため、保険金および前払保険料は、いずれも金額が確定され、現存する確定財産として、両者が信託財産となることに争いはない¹⁴。一方、保険金請求権を信託財産とすることができるか否かについては、理論的にも実務的にも大

¹⁰ 植田・前掲注 6) 36－37 頁。

¹¹ 日本における生命保険信託の仕組みの詳細につき、牛込・前掲注 5) 4 頁。

¹² 四宮和夫は、三大確定性としては、「対象の確定性」、「信託目的確定性」、「受益者の確定性」を挙げるべきであると指摘している（四宮・前掲注 1) 106－107 頁）。

¹³ 道垣内・前掲注 1) 20 頁、30 頁。

¹⁴ 四宮・前掲注 1) 177－179 頁。

きな論争がある。この論争の核心は、保険金請求権が確定性を有する財産といえるかどうかである¹⁵。

2 保険金請求権と信託財産の確定性要件

保険金請求権は、保険契約の成立とともに保険事故の発生等の保険金請求権が具体化する事由の発生を停止条件とする債権として発生すると解されている¹⁶。理論上、保険事故が発生する前は、保険金請求権が実現できるかどうかについて不確定性が大きく、特約がない限り、保険契約者はいつでも保険金受取人を変更することができる。信託設定前において、保険契約者は保険金受取人を変更したり、保険金受取人の保険金請求権を取り消したりすると、かかる権利によって表象される一切の利益も消滅するため、信託財産としての財産がなくなり、当然に信託を設定することはできなくなる。しかし、筆者は、保険金請求権が確定性の要件を具備すると考える。すなわち、保険金請求権は、信託会社（受託者）が保険金受取人として法的に有する確定した財産権であり¹⁷、生命保険信託の設定後、保険事故の発生前か発生後かを問わず、信託財産の確定性の要件を満たしているといえる。この要件は、明示信託（express trust）の設定に関する衡平法上の法定要件であり、その本質は、信託の設立において識別可能な（identified）財産が存在することにある¹⁸。英米法において、保険金請求権とは、保険者（保険会社）が保険契約者に対し保険事故が発生した際に保険金を支払うという約束であり、「価値ある対価」あるいは「有価約因」（valuable consideration）を表す¹⁹。この約束が確立されると、たとえ財産に変化があったとしても、保険金は当該財産に遡って追跡できるため、信託財産の確定性の要件を当然に満たしている。

一方、アジア諸国において、例えば台湾では、「保険受益権」²⁰を信託財産として扱うことができるかどうかについて論争がある。代表的な見解として、この保険受益権は、その本質において、保険事故発生前の保険金受取人の一種の期待的利益または法的地位であり、「権利」を構成するものではないだけでなく²¹、信託財産として設定することもできない。ただ、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄することを表明する場合には、この保険受益権は、期待的利益から期待権（Anwartschaftsrecht）（条件付き権利）に変わり、信託財

¹⁵ George Gleason Bogert & George Taylor Bogert, *The Law of Trusts and Trustees* 67 (West Publishing Co., rev.2d ed.,1993).

¹⁶ 山下・前掲注3) 392頁、潘阿憲『保険法〔第2版〕』（中央経済社、2018年）226-227頁。

¹⁷ ここにいう「財産権」とは、財産的利益（property interest）を有し、かつ、金銭に見積もることが可能な財産であると解されている（George T. Bogert, *Trust* 71 (West Academic,1987)）。

¹⁸ 植田・前掲注6) 37頁。

¹⁹ Graham Moffat & Gerry Bean & Rebecca Probert, *Trusts Law: Text and Materials* 177 (Cambridge University Press, 2009).

²⁰ 台湾の保険法には受益権の規定しかなく、保険金請求権についての規定はない。

²¹ 日本において、保険契約者が指定した時に保険金受取人が権利を取得することについては異論がなく、すなわち、保険金請求権は、保険事故の発生により具体化する停止条件付権利であるが、そのような条件付権利として保険金受取人は権利を取得することになると指摘されている（山下・前掲注3) 333頁）。

産として設定することができる²²。これに対して、保険金請求権については、実務上、これを信託財産として扱うことができるが、信託契約は要物契約であるため、保険事故が発生し、保険金受取人がかかる財産権を実際に取得してから初めて信託契約が成立し、その効力を生じるとの見解がみられる²³。しかし、信託行為は信託財産に目的拘束を加えて受託者名義に移す行為であるため、かかる行為の効力発生と同時に、目的拘束の反射的效果として、当然に受益権が発生すると解されている²⁴。

こうした台湾における保険金請求権の生命保険信託の設定可否をめぐる議論について、新たな示唆を与えるものといえる。すなわち、いずれにしても、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄する場合、保険受益権または保険金請求権は、不確定で撤回可能な権利から撤回不能で確定的な財産権へと転換され、信託財産として扱われることになり得る。それは、以下のような理由による。

第1に、保険受益権は、保険金請求権と実質的に異なるものではなく、別個に区別して取り扱われる必要はない。というのは、保険受益権は単なる期待的利益ではなく、保険金請求権と同じ意味合い（性質）の権利であるからである。この点につき、学者も述べているように、利益と権利は、法的レベルの異なる2つの概念であり、権利とは、法的に請求可能な利益や法的に認められた利益を指し、この利益が法の下で権利として保護され、違法または不当な権利が存在しない。一方、利益とは、精神的または物質的な利益を指し、合法的な利益と不当利得や贈賄などの違法な利益に分けられる。利益の範囲は権利よりもはるかに広く、権利が利益でなければならないが、利益が必ずしも権利であるとは限らない²⁵。また、保険受益権と保険金請求権は、法的属性において本質的な違いはなく、どちらも条件付き権利である²⁶。すなわち、保険事故が発生する前は、両者とも期待権（その主な内容は一種の期待的利益）であるが、保険事故が発生すると、両者とも実現できる財産権利となる。

²² 李智仁「『保険信託』の理論と実務を考える（上）」萬通銀行季刊41号（2002年）16頁。

²³ 陳榮一「台湾保険法における保険金受取人の地位」寿險季刊65号（1987年）36頁。なお、台湾の最高裁判所は、信託契約は委託者と受託者に信託契約の合意があることを信託の成立要件としている（最高裁判所72年度台上字第1036号民事判決、また、王志誠（新井誠監訳）『台湾信託法の理論と展開』（日本加除出版株式会社、2014年）13頁）。これに対して、日本における現行信託法では、信託契約の締結だけで信託が有効に成立することとされ（信託法4条1項）、学説においても、「信託契約を要物契約とすると、受託者になることを約している場合でも、当初信託財産に属する財産の引渡し以前には、当該（予定されている）受託者は、受益者に対して忠実義務等を負わず、したがって、信託が設定されるという情報を用いて利益をあげることが妨げられないことになるが、それも妥当ではない。さらに、信託事務の執行のために様々な準備をしていた受託者の利益も問題となる」とされている（道垣内・前掲注1）60頁）。

²⁴ 四宮・前掲注1）317頁。ただし、期待権保護の当否につき、学説が対立している。

²⁵ この点の詳細につき、潘秀菊『人寿保険信託によって生じる法的問題とその適用』146頁（台湾元照出版有限公司、2001年）。また、信託受益権の性質をめぐる論争につき、王・前掲注23）27－28頁。

²⁶ 劉宗榮『保險法－保險契約法と保險業法〔改訂五版〕』（台湾三民書局、2021年）592頁、葉啓洲『保險法〔改訂七版〕』（台湾元照出版有限公司、2021年）133－134頁。

第 2 に、保険受益権も保険金請求権も、一定の条件のもとで信託財産として扱うことができる。いわゆる「一定の条件」とは、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄する場合をいう。生命保険信託において、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄していない場合、保険金受取人の享受する保険金請求権が法律上認められ、保護されるが、この「権利」は、期待的利益にすぎず、確実なものではなく、譲渡したり債権取引の目的物として利用されたりすることができないため、信託財産とすることはできないと解される²⁷。しかし、保険契約者は保険金受取人の変更権を放棄したら、保険事故がまだ発生していないが、保険金受取人が享受する権利は撤回不能かつ確実なものとなっている。保険契約に保険金額が定められている以上（定額保険性）²⁸、被保険者が死亡という保険事故が発生したら、保険金受取人は保険者に対して、契約に定められた保険金の支払いを請求することができる。

この点について、これを英米の保険法についてみると、英米法の下では、保険金受取人の保険金請求権は、保険契約によって与えられ、かかる契約に従って取得する権利であり、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄するか否かにかかわらず、それは単なる期待可能な権利であるだけでなく、たとえ保険契約者が保険金受取人の変更権を留保している場合でも、保険証券は依然として有効な信託の対象である。すなわち、保険金受取人の権利は既に付与され、取得されたものとみなされ、契約に別段の合意がある場合、または保険金受取人が権利を放棄することに同意する場合を除き、保険金受取人は保険契約に基づく権利を有する。ただし、保険契約者が保険金受取人の変更権を放棄すると、保険金受取人は「既得権」（vested right）を取得する²⁹。その際に、保険契約の履行（条件成就）によって生じるすべての利益は、保険金受取人に帰属する。保険契約者の保険料不払いや被保険者の自殺、犯罪の執行、逮捕への抵抗、刑務所からの脱走などによって、保険金受取人の保険金請求権が影響を受けることはあるが、かかる権利は、もはや単なる期待権ではなく、現存する債権（existing chose in action）と考えられるから、現実には利益を享受しうる権利となっている³⁰。

3 生命保険契約の無効または解約による保険金請求権の確定性に与える影響

保険事故の発生前における保険金請求権の信託設定の可否についてもう 1 つ注目されることは、保険契約成立後、かかる契約が解除されたり無効になったりして、保険金受取人が保険者に保険金の支払いを請求できなくなり、信託財産が不確定になる事態が起こりうる点や、保険契約者はいつでも保険金受取人を変更できるため、かかる受取人の地位が極めて不安定であるところか、モラル・リスクを防止するため、保険受取人の保険金請求権を自由

²⁷ 例えば、施文森「人身寿険契約利益およびその帰属」同『保険法論文』第 1 集（台湾元照出版有限公司、1988 年）240 頁、潘・前掲注 25）141－143 頁。

²⁸ 江頭憲治郎『商取引法〔第 9 版〕』（弘文堂、2021 年）508 頁。

²⁹ David McCahan (ed), *The Beneficiary in Life Insurance* 10 (University of Pennsylvania Press, 2016).

³⁰ Bogert & Bogert, *supra* note 15, at 67.

に譲渡することが認められず、その際に保険金請求権は一種の期待利益にすぎず、信託財産として設定することもできないという批判が予想される点にある。

筆者は、これらの予想される批判に対し、生命保険契約が無効または終了した場合、保険金受取人が権利行使の根拠を失うものの、信託を設定する際の保険金請求権が信託財産として確定している点（保険金請求権の確定性）には影響しないと考える。その理由は以下のとおりである。

第1に、保険金受取人の保険金請求権は確定性の要件を満たす必要があるということは、信託を設定した時点で保険金請求権が実際に存在し、消滅していないことを意味する。ただし、これは、保険金請求権が必ず実現されることを意味するものではない。すなわち、保険契約者が処分権を放棄する場合、保険契約の履行によって生じた一切の利益は、指定された時点から保険金受取人に帰属するものであり、保険事故（被保険者の死亡）が発生した場合に支払われる保険金（保険給付）が既に確保されていることを意味するものではない。すなわち、保険契約者による指定の時から保険金受取人は保険金請求権を取得し³¹、現在では、いつでも保険契約者の変更権行使によりこの権利が消滅する可能性があるという不安定なものではあるとしても、権利性を認めることはできるのである³²。

第2に、保険契約の当事者は、一定の場合に保険契約を解除することができる。例えば、保険法54条は、保険契約者がいつでも生命保険契約を解除する権利を有すると規定しており、同55条は、保険契約者が告知義務に違反した場合、保険者は生命保険契約を解除する権利を有すると規定している。しかし、保険契約がいつでも解除できるものの、契約上の保険金請求権は解約時まで現実的で確定したものであり、保険者に対して法的拘束力を有する。その現実性と確定性は、保険金請求権が既存債権であるという点に反映されているだけでなく、一方の当事者が解約権を行使する場合、生命保険契約の積立金（現金価値）を保険契約者に返還しなければならないという点にも反映されている³³。このとき、保険金請求権が生命保険契約の解約返戻金請求権に転換され、したがって、この権利も現実的で確定的なものである。

また、信託法16条に定められる信託財産の物上代位性（統一性）に基づき、生命保険信託が成立した後、信託受益者の受益権は様々な形態に変化する可能性があるが、その形態がどのように変化しても、その変化によって取得した代位物は、依然として信託財産に属し、信託財産の本質に適合する。これは、信託財産の管理者である受託者の得た財産が信託財産に帰属するのは、信託財産が信託目的によって結合され、個々の財産に変動があっても財産として同一性を失わないからである³⁴。

³¹ 最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁。

³² この点の指摘につき、特に山下・前掲注3) 333-334頁。

³³ 江頭・前掲注28) 533-534頁、山下・前掲注3) 338頁。

³⁴ 四宮・前掲注1) 179頁、三菱UFJ銀行信託銀行編著『信託の法務と実務〔7訂版〕』（金融財政事情研究会、2022年）74頁。

第 3 に、委託者と受託者とが自発的に生命保険信託契約を締結し、受託者が生命保険契約に基づく受益権を運用することによって委託者の遺族の福祉の増進を図るという目的を達成することは、当事者双方の真意に合致し、強行法規に違反せず、公序良俗にも反しない限りにおいて、法が禁止する必要はない。仮に生命保険契約が無効だと判断された場合でも、上記と同様の理由により、信託設定時に設定された信託財産としての保険金請求権の確定性には影響しないと考えられる。

Ⅲ 生命保険信託を活用したスキームの検証

1 現在日本で提供される生命保険信託の仕組み

金融のイノベーションという意味では、生命保険信託は、富裕層向けにカスタマイズされた特徴的な財産相続・資産運用サービスを提供することを目的として、保険会社と信託会社が共同で構築した包括的な金融サービスソリューションである。ところで、本質的に、生命保険信託は生命保険契約と信託契約を融合させたものである。生命保険契約は、保険契約者、被保険者、保険金受取人、保険者の 4 者が関与し、信託契約は、信託委託者、信託受託者、信託受益者の 3 者が関与し、2 つの契約には複数の法主体が関与する。両者を統合した生命保険信託契約は、より複雑で多様な法主体が存在し、その役割も重複している。各当事者の契約上の地位の変化および権利義務の取り決めは、生命保険信託の有効な設立に影響を及ぼしている。契約自由の原則に基づき、当事者は、それぞれの具体的なニーズに基づいて、多様な目的のために、多様なスキーム（生命保険信託モデル）を設計することができる。ただし、そのような設計が強行法規に反するのか、財産の相続や遺族のケアという目的を確実に達成できるかどうかについては、更なる検討が必要である。

日本において、他益型信託の利用が増えつつある一方、信託法 2 条 3 項によれば、受託者は自身の財産をもってのみ信託を設定することができるのに対し、保険法上、保険金請求権は保険契約者ではなく保険金受取人に帰属するため、保険金受取人のみが適格の受託者となる。そのため、保険金請求権が相続財産には含まれず、子女の固有財産であり、保険契約者（親）は受託者となって保険金請求権を信託設定することができなくなる。そうだとすると、たとえ親が後見人として子女の財産を処分したとしても、保険金請求権は本来、子女が所有するものであり、親が所有するものではないため、保険契約者（親）が受託者として、自ら所有していない保険金請求権について信託を設定しても、その信託は無効となる。すなわち、信託委託者が保険金受取人でない場合は、主体不適格の問題が生じ得る³⁵。そこで、実務では、信託契約の締結に先立ち、保険契約者が保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人を同一人とする生命保険契約を生命保険会社との間で締結し、信託契約を締結時に保険契約者として生命保険契約の死亡保険金受取人を自身から信託会社に変更するというスキームを採用している。ただし、信託会社が保険契約者によって保険金受取人として指定され

³⁵ 山中真人「生命保険信託の法律問題と実務上の問題点」信託フォーラム 5 号（2016 年）46 頁。

た場合³⁶、保険金受取人、信託委託者、信託受託者の役割を持つ場合、実質的には信託契約の当事者が同一であり、かかる契約は主体の重なり合いにより成立することはないかが解釈上問題にされ得る。

2 生命保険信託における「自己のためにする生命保険契約+他益信託契約」のあり方

生命保険信託においては、保険者、被保険者（親）、信託受託者（信託会社）、信託受益者（子女）の身分・役割は固定されている。一方、保険契約者、保険金受取人、信託委託者の役割に重複する場合がある。生命保険信託は、生命保険契約と信託契約から構成され、これらの3つの法主体が契約上の地位・身分をどのように転換し、アレンジするかは、生命保険信託の法的関係を検討する鍵となる。

生命保険契約の利益（保険金）帰属を区分基準として、保険契約者が同時に保険金受取人である場合、その保険契約は自己の生命の保険契約（自己のためにする生命保険契約）であり、そうでない場合は第三者のためにする生命保険契約となる。同様に、信託の利益帰属を基準として区分する場合、委託者が同時に受益者である場合、その信託契約は自益信託契約（委託者と受託者が同一者である信託）であり、そうでない場合は他益信託契約（委託者と受託者が異なる者である信託）となる³⁷。これにより、理論上、両者の組み合わせによって作られた生命保険信託をピックアップし下表にまとめる。

	自益信託契約	他益信託契約
自己のためにする生命保険契約	組み合わせ1： 自己のためにする生命保険契約+自益信託契約	組み合わせ4： 自己のためにする生命保険契約+他益信託契約
第三者のためにする生命保険契約	組み合わせ2： 第三者のためにする生命保険契約+自益信託契約	組み合わせ3： 第三者のためにする生命保険契約+他益信託契約

上表のように、組み合わせ1は、保険契約者（親）が被保険者、保険金受取人、信託委託者、および信託受益者の5つの身分を持つ。この組み合わせの法的関係がシンプルで適法であるが、被保険者の生存を保険金支払の条件とする年金保険にのみ適用可能であり、被保険者が死亡する場合、保険金受取人および信託受益者が両方とも存在しなくなり、生命保険信託を設立する意味はなくなる。それゆえ、この組み合わせは、年金保険にのみ適用でき、

³⁶ 保険法では、保険金受取人の「指定」という概念が用いられておらず、契約締結時に保険金受取人は契約において定められ、契約締結後はすべて保険金受取人の「変更」となるものとして整理されたが（萩本修編著『保険法・一問一答』（商事法務、2010年）177頁）、講学上、「指定」という概念が用いられることは差し支えないと指摘される（潘・前掲注16）221頁）。

³⁷ ここにいう自益信託では、委託者は自分の利益を図るために信託を設定しており、信託設定後も委託者（兼受益者）と受託者との人的関係が信託関係の中核的要素として機能するのに対し、他益信託では、委託者は基本的には信託関係から離脱することになる。

死亡保険金の相続や資産管理といったより広範なニーズを満たすことができないため、生命保険信託のメリットを反映するには不十分であると言わざるを得ない。

組み合わせ 2 は、保険金受取人（子女）を信託受託者とする。この仕組みは信託委託者の適格性問題の解決に役立てることができる。台湾の保険実務では、信託設立に伴う保険金の支払いに税負担が増加するのを避けるため、この自益信託の仕組みが広く採用されている³⁸。ただし、組み合わせ 2 の仕組みは法的要件を満たしているが、子女が信託受託者となり、その結果、信託関係の安定性が損なわれるという弊害を生じかねないと筆者は考えている。

第 1 に、信託の設立は、財産の処分を伴う民事行為であり、長期的な法的関係や法的結果を生じさせる可能性がある³⁹。そのため、信託委託者となる子女には相当する行為能力が求められる。子女が制限された民事行為能力者または民事行為能力のない者、さらには未出生の胎児である場合、単独で生命保険信託を設立することができず、法定代理人（親）は代理で設立する必要がある。しかし一方で、父または母の一方が設立に同意しない場合や、両親が離婚し、親権を取得していない親が設立に同意したり、親権を取得している親が設立に同意しなかったりする場合には、生命保険信託契約の安定性に影響を及ぼしている。

第 2 に、信託法 164 条 1 項によれば、子女が信託委託者でありかつ唯一の信託受益者である場合、子女はいつでも信託関係を終了することができる⁴⁰。親が代理人として信託契約に信託の撤回不能条項を設けることによって、信託関係の安定性を確保できるとの主張が予想される。しかし、このような定めは、子女が行為能力を有していない場合に限り有効であり、子女が成人の場合、撤回不能条項の定めが、その真の意思表示に反するおそれがある。このことから、組み合わせ 2 の仕組みにも法律や規則の抜け穴が存在することが明らかであり、生命保険信託の一般的な仕組みとしては適していないことがわかる。

組み合わせ 3 では、父親が自身を保険契約者兼被保険者とする生命保険契約を締結し、母親を保険金受取人に指定すると同時に、母親が信託受託者となり、子女を信託受益者として指定する。この仕組みでは、保険契約者が信託する者を「橋渡し役」として、第三者の利益のためにする生命保険契約と他益信託契約を通じて、子女の利益を図る。この仕組みは、法的要件を満たしており、信託委託者の適格性の欠缺や子女による信託の任意解除といった問題に対処することができる。しかし、保険契約者による生命保険信託を設定する目的が後見人や第三者による保険金を横領するのを防ぐためであるとすれば、この仕組みでは、保険契約者の選任した者が保険金受取人および信託委託者の核心的な地位にあるため、生命保険信託への不当な干渉・介入の懸念が依然として残る。

組み合わせ 4 では、保険契約者（親）が自身を被保険者として保険者と生命保険契約を締結し、また、自身を保険金受取人として指定し、処分権を放棄する。その後、保険契約者が

³⁸ 潘・前掲注 25) 177 頁（台湾元照出版有限公司、2001 年）、卓俊雄「保険信託の法的仕組みの再検討」月旦法学教室 195 号（2019 年）22 頁。

³⁹ 謝哲勝『信託法〔増修六版〕』（台湾元照出版有限公司、2022 年）71 頁。

⁴⁰ 寺本昌広『逐条解説・新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008 年）366 頁注 2）、道垣内弘人編著『条解信託法』（弘文堂、2017 年）702 頁〔沖野真巳〕。

委託者となり、その受益権を受託者に信託し、子女を受益者として指定する。この仕組みの核となるのは、保険契約者が被保険者であり、保険金受取人でもあるという点である⁴¹。この仕組みは生命保険信託の制度の本来の目的に最も合致していると筆者は考えている。すなわち、この仕組みでは、被保険者を保険金受取人に指定することは、単なる一時的な措置に過ぎず、信託が成立すると、保険金受取人が受託者となり、この受託者が保険金を請求し、信託契約に従って受益者に支払うため、保険金受取人の不在により保険金が支払わない状況は生じない。なお、注意すべき点は、被保険者が保険金受取人として指定される場合、その指定は、保険金受取人の地位に基づいて撤回不能の受益権を信託財産として信託を設定するものであり、被保険者の遺産を信託財産として信託を設定するものではない点である。

このように、4つの組み合わせの長所と短所を比較検討した結果、筆者は「自己のためにする生命保険契約+他益信託契約」という組み合わせによる生命保険信託の仕組みが合理的であると考え。この生命保険信託の仕組みでは、信託関係の安定性を維持し、遺族の負担軽減や円満な財産承継という制度の目的を円滑に達成する上で大きなメリットをもたらしていると言える。

3 信託受益者のモラル・リスク規制

前述の通り、組み合わせ 4 の仕組みにおける生命保険信託では、信託委託者および信託受益者は共に複数の法的地位を有する。保険法上、委託者は保険契約者であり被保険者でもあるのに対し、他益信託契約においては、受益者が信託契約に基づいて信託財産に対して享受する権利も委託者からの贈与によるものであるため、委託者が贈与者、受益者が受贈者となる。なお、相続法分野では、親子関係（委託者と受益者の親子関係の場合）の存在により、委託者が被相続人となり、受益者が相続人となる。そうだとすれば、受益者が委託者を故意に殺害した場合、その行為は複数の法的規制の対象となると考えられる。私法分野においては、受益者による委託者に対する不正行為（例えば、受託者による委託者の故殺）を防止・抑制するためには、受益者から得られる利益を剥奪することにより、モラル・リスクを抑制することができると考えられる。

なお、信託財産は委託者の個人財産とは別個の独立したものであるという性質上、受益者は相続制度に基づかない受益権や信託利益を受けることができるため、相続人の相続権を喪失させる方法によって受益者の行動を規制することの有用性は、限定的であることに留意する必要がある。その際に、受益者の失権制度の検討が必要となる⁴²。この点につき紙幅の関係で別稿に譲る。

IV おわりに

⁴¹ 生命保険契約では、通常、被保険者とは別に死亡保険金受取人を別途指定する。これは、被保険者の死亡を保険事故としており、その事故が発生した場合、被保険者は既に保険金を自ら受け取ることができないためである。これが保険金受取人という概念の由来でもある

⁴² 受益者の失権制度につき紙幅の関係で別稿に譲る。

生命保険信託は、財産管理が困難な事情にある親族等の受取保険金を保全しながら、必要な財産の交付を行うことを目的として利用される金銭債権信託であり、保険の保障機能と信託の財産管理機能を兼ね備えるため、近年注目を集めている。米国の故最高裁判事である Oliver Wendell Holmes (1809～1894) は、かつて「金銭を信託するのではなく、信託を信託せよ。」と述べた。この一言は、信託制度が現代の経済社会において財産管理の機能を発揮する役割を端的に示している。信託の種類の豊富さと構造上の多様性は、現代人の多様なニーズに応えるための商品として機能している。しかし、「自己のためにする生命保険契約+他益信託契約」の組み合わせにおいて、信託受益者が信託利益を得るために被保険者を故意に殺害するモラル・リスクが存在する。本稿では、信託財産としての適格性、委託者および受託者の関係などの信託法上の課題、信託方式の意義について検討した。生命保険信託における信託受益者が委託者を故意に殺害する不法行為の規制について、組み合わせ 4 における生命保険信託では、信託受益者および委託者の多重な身分により、信託受益者が実質的な保険受益者であるため、保険法における保険金受取人の保険金請求権の喪失制度を通じて、信託受益者のモラル・ハザードを回避することができる。

〔付記〕本稿は、公益財団法人トラスト未来フォーラムによる助成を受けた研究成果の一部である。同財団に対して、記して御礼を申し上げる。